

## 自動車税種別割のお知らせ

**自動車税種別割の納期限は5月31日（月）です。**

※令和元年（2019年）10月1日より「自動車税」は「自動車税種別割」に名称変更されています。

〔自動車税種別割は、次の場所で納税できます。〕

- ◆道内の金融機関、郵便局
- ◆総合振興局、道税事務所の窓口
- ◆主なコンビニエンスストア  
(セブンイレブン、ローソン、セイコーマートなど)

※ インターネット上の専用サイト「Yahoo!公金支払い」  
から、クレジットカード納税が利用できます！  
URL <http://koukin.yahoo.co.jp/>

納税通知書が5月6日（木）に発送されます。

**自動車税種別割は、4月1日現在の登録に基づいて課税されます。**

☆☆☆ **使用しない自動車は抹消登録を！** ☆☆☆

次のようなときは、手続きが必要です。

- ① 住所が変わったとき ⇒運輸支局で変更登録を。
- ② 自動車を売買したとき⇒運輸支局で移転登録を。
- ③ 自動車を使用しなくなったとき⇒運輸支局で抹消登録を。

各種登録手續については、

北海道運輸局のホームページ (<https://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/>)

**自動車税種別割のお問い合わせは、空知総合振興局納税課まで。**

次のようなときは、お問い合わせください。

- ① 納税通知書が届かないとき。
- ② やむを得ず、納期限までに一括納付が困難なとき。

空知総合振興局納税課

電話：0126-20-0055（直通）

**買物は町内商店で買きましょう!!**

## タクシー等利用助成事業のご案内

町では平成27年度より、高齢の方や障がいをお持ちの方などが住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、交通手段を確保・支援することを目的として、「タクシー等利用助成券」を交付しています。

**対象となる方へは、ご案内文書と申請書を4月中旬に郵送しています。**

交付を受けるためには、**申請が必要となります**ので、ご自宅へお送りした**申請書を記載のうえ、必要書類を添付して提出**してください。

### 【交付対象者】

- ①令和3年4月1日現在、満70歳以上の町民の方
- ②身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかをお持ちの町民の方
- ③要介護又は要支援の認定を受けている町民の方
- ④上記①～③のいずれかの他、町税・使用料等の滞納がない方

### 【助成券額面】

1枚300円の助成券が20枚つづりとなった助成券を2冊（12,000円）

詳細につきましては、申請書と共に同封されているチラシをご覧ください。

※上記「交付対象者」に該当する方で、申請書等がご自宅に届いていない方、又はご不明な点などのお問合せは下記までご連絡ください。

お問合せ先・申請書提出先 役場総務課庶務係 ☎68-2111

## 防災行政無線などを用いた情報伝達訓練の実施

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達訓練を行います。この訓練は、全国瞬時警報システム（Jアラート）（※）を用いた訓練で、浦臼町以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝達訓練が行われます。

(1) 訓練実施日時 令和3年5月19日（水）午前11時00分ころ

(2) 訓練で行う放送試験

情報伝達手段	放送内容
① 防災行政無線	町内に設置してある防災行政無線から、一斉に、次のように放送されます。 <b>【放送内容】</b> 上りチャイム音 + 「これは、Jアラートのテストです。」×3 + 下りチャイム音



(※)Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

【お問い合わせ先】 役場総務課庶務係 電話 68-2111

## 土日、祝日等の役場日直業務の民間委託について

令和3年4月17日（土）より土日、祝日等の役場日直業務につきましては、民間委託することとなりました。

庁舎巡回、戸籍届出等の受領、火葬許可証の発行、緊急連絡等の職員への取り次ぎなどは受託業者の中央ビルメンテナンス（株）の社員が行うこととなります。

平日の夜間につきましては今まで通り、役場職員が日直業務を行いますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

元気にあいさつをしましょう!!